

魚津市告示第4号

魚津市中山間地域等条件不利農地集積支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年2月3日

魚津市長 村椿 晃

魚津市中山間地域等条件不利農地集積支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市中山間地域等条件不利農地集積支援事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「担い手」とは、市内に住所を有する者又は組織であって、次に掲げるものをいう。

(1) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた、又は受ける予定の経営体をいう。

(2) 認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた、又は受ける予定の経営体をいう。

(3) 中心経営体 魚津市における人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する人・農地プランをいう。）において指定を受けた、又は受ける予定の経営体をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、新たに農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項の農地中間管理機構をいう。以下同じ。）から第5条に規定する条件不利農地を借り受け、当該農地の作業効率を向上させるための第6条に規定する事業を実施する担い手を支援することによって、農地の集積・集約化の促進及び耕作放棄地の発生防止を図るため、当該担い手に対し、予算の範囲内において魚津市中山間地域等条件不利農地集積支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる担い手は、補助金の申請を行おうとする年度において、次条各号に規定する農地を借り受け、第6条各号に規定する事業を実施するものとする。

(補助対象農地)

第5条 補助対象農地は、補助対象者が新たに農地中間管理機構から借り受ける農地のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大型機械作業が困難な不整形農地
- (2) 10a未満等の狭小農地
- (3) 用排水路が未整備・著しい劣化が見られる等、用排水の利便性が低い農地
- (4) 搬入路や農道が狭く大型機械等の侵入が困難な農地
- (5) その他市長が周辺ほ場と比較して著しく作業性が劣ると認める農地

(補助対象事業)

第6条 補助対象事業は、前条に規定する補助対象農地に対して作業効率を向上させるための事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 畦倒し・均平
- (2) 畦畔の補修
- (3) 暗渠排水の設置
- (4) 用排水路の補修
- (5) 搬入路・農道等の敷設・補修
- (6) その他市長が作業性の向上のために必要と認めるもの

(補助対象の除外)

第7条 前2条について、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)に規定する中山間地域等直接支払交付金又は多面的機能支払交付金等の他の補助金等を活用して実施する事業については、補助対象から除外する。

(補助金の額)

第8条 第3条に規定する補助金の額は、第6条に規定する補助対象事業に要する経費の4分の3に相当する額とする。ただし、同一年度内における補助金の交付は1担い手につき1回とし、75,000円を上限とする。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、魚津市中山間地域等条件不利農地集積支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、魚津市中山間地域等条件不利農地集積支援事業実施計画書(様式第2号)を添えて市長に提

出しなければならない。

(交付決定)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、魚津市中山間地域等条件不利農地集積支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第11条 前条の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を実施するに当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 事業の内容又は経費について次条に規定する軽微な変更以外の変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(軽微な変更)

第12条 前条第1号に規定する軽微な変更は、第6条に規定する補助対象事業に要する経費の30パーセント以上の変更以外の変更とする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助金に係る事業が完了したときは、魚津市中山間地域等条件不利農地集積支援事業補助金実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象農地の地図

(2) 作業実施前後の現場写真

(3) 領収書の写し等支払経費を証する書類

2 前項の報告は、事業完了の日から起算して1月を経過した日又は補助事業を実施した年度の末日のいずれか早い日までに行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、魚津市中山間地域等条件不利農地集積支援事業補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第5号）により、期限を定めて補助金の返還を求めるものとする。

3 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、市長が定める期限までに

補助金を返還しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第9条関係）

魚津市中山間地域等条件不利農地集積支援事業補助金交付申請書

年 月 日

魚津市長 あて

住 所

取組主体名

代表者名

印

年度において、下記のとおり魚津市中山間地域等条件不利農地集積支援事業を実施したいので、魚津市中山間地域等条件不利農地集積支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額 金 円

（添付書類）

魚津市中山間地域等条件不利農地集積支援事業実施計画書（様式第2号）

様式第 2 号（第 9 条関係）

魚津市中山間地域等条件不利農地集積支援事業実施計画書

年 月 日

住所

取組主体名

代表者名

1 事業費

総事業費 (円)	うち 県費 (円)	うち 市町村費 (円)	うち 取組主体 (円)	取組 面積 (a)

2 取組農地と取組助成の内容

地名地番	取組面積 (a)	対象農地	取組内容	配分計画 認可年月	機構貸借 契約年数
計	a				

※対象農地、取組内容は、下記表より選択して記載（その他の場合は、詳細を記載）

※筆数が多い場合は、一覧を別葉で添付可。

3 事業費の内訳

資材・作業名	事業費 (円)	備考

4 添付資料

対象農地の地図

(表)

対象農地	未整備、狭小、不整形、排水不良、用排水路不良、搬入路等不良、その他
取組内容	畦倒し・均平、畦畔補修、暗渠、用排水路補修、搬入路等敷設・補修、その他

※未整備農地…昭和 40 年代以降に基盤整備事業が実施されていない農地

様式第3号（第10条関係）
魚津市指令 第 号

住 所
取組主体名
代表者名

魚津市中山間地域等条件不利農地集積支援事業補助金交付（不交付）
決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市中山間地域等条件不利農地集積支援事業補助金については、魚津市中山間地域等条件不利農地集積支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり条件を付して、金 円を交付します（不交付と決定した）ので通知します。

年 月 日

魚津市長

1 補助金の交付条件

- (1) 補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった魚津市中山間地域等条件不利農地集積支援事業（以下「事業」という。）とし、その内容は申請書の記載のとおりとする。
- (2) 第14条第1項各号に該当する場合は、既に交付された補助金の全部又は一部について返還を命ずることがある。
- (3) 事業が完了したときは、事業完了の日の翌日から起算して1月を経過した日又は事業を実施した年度の末日のいずれか早い日までに事業実績報告書を提出しなければならない。

2 不交付の理由

様式第4号（第13条関係）

魚津市中山間地域等条件不利農地集積支援事業実績報告書

年 月 日

住所

取組主体名

代表者名

印

1 事業費

総事業費 (円)	うち 県費 (円)	うち 市町村費 (円)	うち 取組主体 (円)	取組 面積 (a)

2 取組農地と取組助成の内容

地名地番	取組面積 (a)	対象農地	取組内容	配分計画 認可年月	機構貸借 契約年数
計	a				

※対象農地、取組内容は、下記表より選択して記載（その他の場合は、詳細を記載）

※筆数が多い場合は、一覧を別葉で添付可。

3 事業費の内訳

資材・作業名	事業費 (円)	備考

4 添付資料

- (1) 対象農地の地図
- (2) 作業実施前後の現場写真
- (3) 領収書の写し等支払経費を証する書類

(表)

対象農地	未整備、狭小、不整形、排水不良、用排水路不良、搬入路等不良、その他
取組内容	畦倒し・均平、畦畔補修、暗渠、用排水路補修、搬入路等敷設・補修、その他

※未整備農地…昭和40年代以降に基盤整備事業が実施されていない農地

様式第5号（第14条関係）
魚津市指令 第 号

住 所
取組主体名
代表者名

魚津市中山間地域等条件不利農地集積支援事業補助金交付決定取消
通知書兼補助金返還命令書

年 月 日付け魚津市指令 第 号により交付決定した魚津市中山間地域等条件不利農地集積支援事業補助金について、魚津市中山間地域等条件不利農地集積支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取り消すことに決定したので通知します。

併せて、同条第2項の規定に基づき次のとおり補助金の返還を命じます。

年 月 日

魚津市長

記

- 1 理 由
- 2 交付決定額及び確定額 金 円
- 3 交付決定取消額（返還額） 金 円
- 4 返還期日 年 月 日